

令和5年度 環境保全小美玉市民会議 総会 次第

日 時：令和 5年 6月29日（木曜）
午後 1時 30分 ～
会 場：小美玉市役所 第2・3会議室

1. 開 会
2. 挨拶
3. 自己紹介
4. 協議案件

1) 役員選任について

議案第1号 令和5年度 役員（案）

2) 令和4年度 事業報告について

議案第2号 事業報告

議案第3号 歳入歳出 決算報告

3) 令和5年度 事業計画について

議案第4号 事業計画(案)

議案第5号 歳入歳出予算（案）

議案第6号 実践活動等助成基準(案)

4) その他について

議案第7号 環境保全小美玉市民会議規約の一部変更（案）

5. その他
6. 閉 会

参考資料

- ・参考1_不法投棄等状況
- ・参考2_サポーター募集チラシ
- ・参考3_不法投棄等啓発備品申請
- ・参考4_クリーンウォーク開催状況
- ・参考5_環境保全小美玉市市民会議 ウェブページ
- ・参考6_ごみカレンダー掲示、指定ごみ袋デザイン
- ・参考7_不法投棄等ホットライン協定

令和5年度 役員（案）

役 職	氏 名	備 考
議 長	（香 取 憲 一）	小美玉市議会議員 総務常任委員長
副議長	藤 田 泰 正	小美玉市区長会 会長
	（萩 原 茂）	小美玉市区長会 副会長
	山 内 一 郎	小美玉市区長会 副会長
幹 事	篠 根 捷 應	青少年を育てる小美玉市民の会 会長
	福 島 ヤヨヒ	小美玉市消費生活の会 会長
	大 曾 根 光 江	小美玉市消費生活の会 副会長
	松 本 栄 子	小美玉市女性連絡協議会 会長
	上 田 裕 司	小美玉市廃棄物不法投棄監視員（元）
	大 岩 重 信	小美玉市廃棄物不法投棄監視員（元）
監 事	吉 倉 一 郎	小美玉市区長会 副会長
	根 崎 正 行	小美玉市廃棄物不法投棄監視員（元）

※（ 氏名 ）は新役員

令和4年度 事業報告

○会議

区分	期日	場所	備考
役員会	6月23日(木)	小美玉市役所 第2会議室	8名出席
総会	6月30日(木)	小美玉市役所 第2会議室	14名出席

○環境保全に関する実践活動

1. 道路河川の雑草除去及びこさ払い

主として6月から8月にかけて、市内全域で沿道の草刈り・こさ払い・空き缶回収、河川の清掃活動を実施。

(実施区数)		参加	助成
小川地区	27区(うち6区は2回)	1,973人	266,500円
美野里地区	35区(うち12区は2回)	2,518人	412,000円
玉里地区	7区(うち6区は2回)	841人	113,000円
計	69区(うち24区は2回実施)	5,332人	791,500円
【前年度	66区(うち1区は2回実施)	4,489人	684,000円】

2. 一斉クリーン作戦 1回目

5月22日(日)の前後に、区長が中心となって道路河川の草刈り及びこさ払い、空き缶、散乱ごみの清掃活動を実施。※「関東地方環境美化運動の日(ごみゼロの日)」を中心とした日曜日に実施。

(実施状況)		クリーンセンター 当日搬入量	参加	助成
小川地区	45区	2,120Kg	2,678人	354,500円
美野里地区	48区	600Kg	3,587人	475,500円
玉里地区	19区	360Kg	1,452人	153,000円
計	112区	3,080Kg	7,717人	983,000円

3. 一斉クリーン作戦 2回目

12月4日(日)の前後に、区長が中心となって道路河川の草刈り及びこさ払い、空き缶、散乱ごみの清掃活動を実施。

(実施状況)		クリーンセンター 当日搬入量	参加	助成
小川地区	42区	2,510Kg	2,382人	325,500円
美野里地区	48区	760Kg	3,213人	481,000円
玉里地区	18区	350Kg	1,328人	143,000円
計	108区	3,620Kg	6,923人	949,500円

2+3. 一斉クリーン作戦 合計

実数	115区	※参加	14,640人	助成	1,932,500円
【前年度	113区		9,650人		1,256,500円】

4. クリーン・ウォーク(新規)

市民の主体的な参画を促しながら、近くて遠い身近なまちの再発見、共助による郷土愛の醸成を通じて、きれいなまちを将来へつなぐ具体的な意識・行動を促進するために実施。

(第1回)

3月4日 霞ヶ浦湖岸 ※参加 83人 当日回収量 320Kg

5. 高速道路側道の清掃活動

美野里地区内の高速道路に接する行政区において、側道の雑草除去やこさ払い及び空き缶・散乱ごみの回収等を実施。

(実施区数)	6区	※参加	130人	助成	60,000円
【前年度	7区	※参加	250人	助成	112,000円】

6. 環境美化保全備品等購入費助成事業

環境美化のための備品購入補助を実施。

(実施区数)	4区	助成	32,000円
【前年度	事業無し	】	

○資源リサイクル活動

各行政区において行われる資源ごみの分別回収活動を支援し資源化を図りました。

(実施区数)		回数	助成
小川地区	6区	13回	104,000円
美野里地区	18区	75回	600,000円
玉里地区	3区	18回	144,000円
計	27区	106回	848,000円
【前年度	25区	106回	840,000円】

(回収内訳)

紙・布	109,030 Kg	前年度	【118,015 kg】
ガラス	265 Kg		【 243 kg】
金属	7,094 Kg		【 7,940 kg】
計	116,389Kg		【126,198 kg】

○不法投棄監視協力事業

・・・[参考1、2](#)

地域の不法投棄監視体制の強化を図るため、不法投棄監視サポーターを選出。

(実施区数)		助成	
小川地区	4区	48,000円	
美野里地区	15区	180,000円	
玉里地区	3区	36,000円	
計	22区	264,000円	(登録95名) ※R3年度82名
【前年度	21区	168,000円】	

【参考】環境美化サポーター

地域の環境美化を進めるため、令和3年度から環境美化サポーター登録事業を実施。

登録団体数 9団体(6団体) 登録人数 377名(295人) ※()内R3年度

○環境保全に関する市民意識の高揚・啓発活動

・・・[参考3](#)

不法投棄防止看板や犬猫飼育のマナー啓発看板を希望する行政区に配布して必要箇所に設置することにより、市内全域の啓発活動を実施。

(配布数量)

看板 不法投棄用	230枚	前年度	【 283枚】
ペット糞用	77枚		【 58枚】
ゴミカメラ、センサーライト等	73個		【 73個】
木杭	286本		【 174本】
その他(ごみ袋)	13,497枚		【15,070枚】

議案第3号

令和4年度 環境保全小美玉市民会議事業収支決算書

歳入総額 6,801,514 円
 歳出総額 5,786,087 円
 差引残額 1,015,427 円
 (令和5年5月12日現在)

歳入

(単位：円)

1 補助金	5,800,000	5,800,000	0	市補助金
2 雑収入	24	29	5	預金利子
3 繰入金	0	0	0	
4 繰越金	1,001,485	1,001,485	0	繰越金
計	6,801,509	6,801,514	5	

歳出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 会議費	20,000	16,554	△ 3,446	総会・役員会・会議参加開催関係
2 事業費	6,200,000	5,404,251	△ 795,749	
1) 広報費	1,000,000	835,450	△ 164,550	環境美化看板等
2) 実践活動費	5,200,000	4,568,801	△ 631,199	一斉クリーン作戦(5月) 983,000 一斉クリーン作戦(12月) 949,500 資源リサイクル活動 848,000 道路河川等清掃こさ払い 851,500 環境美化保全備品 32,000 不法投棄監視協力 264,000 事業用品 640,801
3 事務費	250,000	185,992	△ 64,008	傷害保険料
4 負担金	10,000	10,000	0	環境保全県民会議会費
5 役務費	200,000	169,290	△ 30,710	銀行振込手数料
6 予備費	121,509	0	△ 121,509	
計	6,801,509	5,786,087	△ 1,015,422	

収支

歳入(6,801,514円) - 歳出(5,786,087円)

残額 1,015,427円は、次年度予算に繰り越しいたします。

監 査 報 告

令和4年度における環境保全小美玉市民会議決算の監査を執行した結果、会計事務の各予算執行は適正であり、各帳簿ならびに各証拠書類の整理及び管理は、適正に行われていることを認めます。

令和 5年 5月 23日

環境保全小美玉市民会議議長 様

監 事 吉 倉 一 郎

監 事 根 崎 正 行

議案第4号

令和5年度事業計画(案)

※◎印は新規または変更取り組み

(1) 会議

- ・役員会 6月22日(木)午後1時30分 小美玉市役所 第2・3会議室
- ・総会 6月29日(木)午後1時30分 小美玉市役所 第2・3会議室

(2) 環境保全に関する実践活動を推進すること

- ・一斉クリーン作戦の実施
 - 1回目:5月28日(日), 2回目:12月3日(日)
- ・道路河川の草刈及びこさ払い, 空き缶, 散乱ごみの清掃活動
- ・地域環境美化活動の推進(学校, 地域・職域団体サポーター等)
- ・地域再発見/参加交流 美化活動の促進(クリーンウォーク等) . . . 参考4

(3) 環境保全に関する市民意識の高揚を図ること

- ・不法投棄防止啓発看板ほか対策備品等の作成及び配布
- ・犬猫フン後始末, 飼育等看板の作成及び配布

(4) 資源リサイクル活動の推進

- ・資源ごみのリサイクル活動を支援し再生資源の利用促進

(5) 環境保全に関する情報の収集及び提供 . . . 参考5

- ・ホームページ・広報紙等に環境関連情報の提供
- ・ウェブサイト利用の促進(サポーター登録, 不法投棄通報ほか)
- ・インターネット申請届出による実績報告等

(6) その他環境保全市民会議の目的を達成するために必要な事業 . . . 参考6、7

- ・啓発看板, ごみカレンダー掲示看板, 指定ごみ袋の作成(外国語版を含む)

【年間予定】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	・通知広報	◇一斉作戦	※不法投棄月間 ・役員会	・総会 ・助成通知			・クリーンウォーク	・通知広報	※不法投棄月間	◇一斉作戦		・実績報告催促 ・クリーンウォーク
		→		◆	◆			→				
			◆ こさ払い等									

参考(◆: 小型家電回収イベント)

議案第5号

令和5年度 歳入歳出予算（案）

歳入総額 6,815,427円

歳出総額 6,815,427円

歳入

（単位：円）

項 目	本年度	前年度	比較	備 考
1 補助金	5,800,000	5,800,000	-	市補助金
2 寄付金	-	-	-	
3 雑収入	20	24	-4	預金利子等
4 繰入金	-	-	-	
5 繰越金	1,015,427	1,001,485	13,942	前年度繰越金
計	6,815,447	6,801,509	13,938	

歳出

（単位：円）

項 目	本年度	前年度	比較	備 考
1 会議費	20,000	20,000	-	役員会・総会等
2 事業費	6,310,000	6,200,000	110,000	1) 広報費 800,000 不法投棄・ペット看板 2) 実践活動費 5,510,000 支援金等 5,000,000 事業品購入 510,000
3 事務費	260,000	250,000	10,000	傷害保険料
4 負担金	10,000	10,000	-	環境保全県民会議会費
5 役務費	200,000	200,000	-	銀行振込手数料等
6 予備費	15,447	121,509	-106,062	
計	6,815,447	6,801,509	13,938	

※各項目間の予算流用は、予算額の範囲内で可とする。

令和5年度 実践活動等助成基準（案）

1. 実践活動時地区助成(支援)金 (総会時点の各地区世帯数を適用) ※市民協働課提供
 ※年間助成限度回数 全4回 (クリーン作戦2回, 夏季清掃等2回)

世帯数	地区助成(支援)金額
～ 50	6,000円
51 ～ 60	6,500円
61 ～ 70	7,000円
71 ～ 80	7,500円
81 ～ 90	8,000円
91 ～ 100	8,500円
101 ～ 120	9,000円
121 ～ 150	10,000円
151 ～ 200	12,000円
201 ～ 250	16,000円
251 ～	20,000円

2. 高速道路側道清掃活動時地区助成(支援)金

10,000円(年間活動費) ※R3:16千円

3. 資源リサイクル活動地区助成(支援)金 【変更】

9,000円(一般分。年6回を限度。) ※R4:8千円

12,000円(プラ分。年2回を限度。) ※R4:10千円(年1回)

※プラ容器にはペットボトル除く

4. 環境美化保全備品等購入費の一部助成金 【変更】

区域内の公共用地等(公園, 道路, 歩道等)の環境美化保全に係る備品, 消耗品等の購入費の一部を補助する。(但し, 庁内他課の対象となったものは除く)

10,000円(一地区限度額) ※R4:8千円

5. 不法投棄監視協力助成(支援)金 【変更】

地域の不法投棄監視体制の強化を図るため, 市が設置する不法投棄監視サポーターを選出する地区に対策費の一部を補助する。

13,000円(一地区あたり) ※R4:12千円

環境保全小美玉市民会議規約の一部変更（案）

改正案	現行
<p>(会議) 第9条 会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>2 会議の議事は出席者の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長が決する。</u></p> <p><u>3 前項の議事は書面による協議に代えることができる。</u></p>	<p>(会議) 第9条 会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。</p> <p><u>2 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じ議長が招集する。</u></p> <p><u>3 総会及び役員会の議事は出席者の過半数をもって成立する。</u></p>
<p>(会議事項) 第10条 (略)</p> <p><u>2 議長は、総会で審議する事項について、あらかじめ役員の見解を聞く。</u></p>	<p>(会議事項) 第10条 (略)</p>

環境保全 小美玉市民会議 構成団体及び代表者一覧

令和5年度

No	団体等名	代表者		
		役職名	氏名	役員名
1	小美玉市議会	総務委員長	(香取 憲一)	議長
2	小美玉市農業委員会	会長	内 田 收	
3	小美玉市区長会	会長	藤田 泰正	副議長
4		副会長	(萩原 茂)	副議長
5		//	山内 一郎	副議長
6		//	吉倉 一郎	(監事)
7		理事	(亀井 優)	
8		//	(井上 正一)	
9		//	(佐々木 信一)	
10		監事	(川島 洋治)	
11		//	(國井 幸男)	
12		//	(長島 修照)	
13		会計	菊地 隆男	
14		//	(手塚 靖文)	
15		書記	(富田 成一)	
16	小美玉市不法投棄監視員(元)		上田 裕司	幹事
17			大岩 重信	幹事
18			根崎 正行	(監事)
19	青少年を育てる小美玉市民の会	会長	篠根 捷應	幹事
20	小美玉市消費生活の会	会長	福島 ヤヨヒ	幹事
21		副会長	大曾根 光江	幹事
22	小美玉市女性連絡協議会	会長	松本 栄子	幹事
23	玉里の史跡と自然を守る会	会長	田上 和喜	
24	「ホトメの里」の会	会長	小松 邦彦	
25	小美玉生物の会	会長	櫻井 浩	
26	小美玉ネット	代表	井坂 英二	
27	玉里しみじみの村	理事長	西條 友弥子	

※(氏名) は、本年度から新規及び異動の方

環境保全小美玉市民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、環境保全小美玉市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、市民が環境保全活動を推進することにより、郷土の美しい自然を守り持続的に快適な生活環境を築くことを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 環境の保全に関する実践活動を推進すること。
- (2) 環境の保全に関する意義の高揚を図ること。
- (3) 環境の保全に関する施策に対する提案をすること。
- (4) 家庭排水浄化を推進すること。
- (5) 環境美化、資源リサイクル、緑化等の市民運動の推進。
- (6) 環境保全に関する情報の収集及び提供。
- (7) その他市民会議の目的を達成するために必要な事業。

(構成)

第4条 市民会議は、環境保全に賛同する団体及び個人、市その他の公共機関をもって構成する。

(役員)

第5条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 3名
- (3) 幹事 9名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は総会で互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年(総会から翌々年度の総会まで)とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員が生じたときは、補欠によって就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員職務)

第8条 議長は市民会議を代表し、その運営を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、市民会議の運営及び実践活動に関する協議をする。
- 4 監事は、市民会議の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。

2 会議の議事は出席者の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

3 前項の議事は書面による協議に代えることができる。

(会議事項)

第10条 総会は、次の各号における事項を審議する。

- (1) 市民会議の事業及び予算並びに決算に関すること。
- (2) 規約の変更及び廃止に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) その他総会に必要な事項に関すること。

2 議長は、総会で審議する事項について、あらかじめ役員の見解を聞く。

(事務局)

第11条 市民会議の事務局は、小美玉市役所 環境課内に置く。

(経費)

第12条 市民会議の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5年6月29日から施行する。